

日光市情報共有システム実施要領(建築工事編)

(目的)

第1条 この要領は、日光市が発注する建設工事(建築工事に限る)における工事施工中の受発注者間の業務の効率化及び生産性の向上を図るため、「情報共有システム」を利用するにあたり、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1)情報共有システム

建設工事において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

(2)受注者

受注者とは、建設工事において発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主にいう。

なお、監理技術者や主任技術者などの関係者も各種工事情報の共有を可能とする。

(3)発注者

発注者とは、建設工事において受注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある監督職員(総括監督員、主任監督員、監督員)を主にいう。

なお、検査職員や発注担当所属職員などの関係者も各種工事情報の共有を可能とする。

(活用する機能区分)

第3条 情報共有システムは、下記の機能を活用する。

(1)掲示板機能

(2)スケジュール管理機能

(3)書類管理機能

(対象工事)

第4条 日光市が発注する原則全ての建設工事を対象とし、「情報共有システム」を利用する。

ただし、事前に監督員と協議を行い、「情報共有システム」の利用が困難と認めた場合などは、利用しないことができる。

(機能要件)

第5条 本要領において使用できる「情報共有システム」は、国土交通省大臣官房庁営繕部の

「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019 年版営繕工事編」

を満たすものとする。なお、使用するシステムの決定については国土交通省ホームページ

に公表されている「情報共有システム提供者機能要件 2019 年営繕工事編対応状況一覧

表」の中から、受発注者が協議して決定する。

- 2 受注者は、「情報共有システム」において、奨励される機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い、利用を開始するまでに「情報共有システム」の奨励環境を用意するものとする。

(データ移管)

第6条 工事完成検査の終了後、受注者は「情報共有システム」内の電子データを速やかに保存し、必要な工事書類の保管を行うものとする。

(利用に係る経費)

第7条 「情報共有システム」の利用に係る経費(登録料及び利用料)は、受注者が負担するものとする。

(利用上の留意点)

第8条 受発注者は、以下の項目について留意して利用する。

- (1)関係者への利用権限の付与、利用の習慣化
- (2)ID・パスワードの管理の徹底
- (3)フォルダ構成の統一
- (4)通信環境の整備

(情報漏えいの防止)

第9条 受発注者は、当該工事において知り得た情報及び個人情報等の保護の重要性を認識し、情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止等の個人情報を含めた情報の適切な管理を行う。

(その他)

第10条 本実施要領に定めがない事項に関しては、受発注者間の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8(2026)年4月1日から適用する。